

JACDS ダイレクトニュース

発行：一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会 広報担当

2019年度医薬品販売制度実態把握調査の結果が公表されました

——ドラッグストアは濫用医薬品で大幅に改善がみられるものの、要指導薬で悪化——

- 厚生労働省が2009年度から毎年度行っている「医薬品販売制度実態把握調査」の結果が公表されましたので、お知らせします。別添1：9月11日厚生労働省公表資料

- 要点は次のとおりです。

1. 濫用の恐れのある医薬品を複数購入しようとした時の対応（⑬ P8）

販売方法が適切であった店舗の割合が、全体で52.0%→69.4%へと改善しました。

昨年10月の「市販薬による10代の薬物濫用撲滅宣言」（理事会決定）に基づき会員企業が丸ごと一丸となって取り組んだ成果です。感謝申し上げます（事務連絡No.19088をご覧ください。別添2）。

しかしながら、薬局53.4%→79.4%と比べると、ドラッグストアは51.9%→69.1%に過ぎず、むしろ差が拡大しています。引き続き、ご尽力をお願いいたします。

2. 要指導医薬品の購入者が使用する者本人かどうかの確認（②～④ P2/3）

確認の割合が全体で80.0%→87.1%として改善していますが、ドラッグストアは逆に80.4%→78.9%と悪化しています。同様に、要指導医薬品販売時における使用状況の確認も91.5%→89.2%、文書による情報提供の有無も80.1%→76.6%と、いずれもドラッグストアは悪化しています（全体では改善）。

要指導医薬品の取扱いは、スイッチOTC促進の重要ファクターですので（医療サイドがスイッチ化に反対する主要な理由が「販売の現場の法令遵守が不十分なので、安心してスイッチ化できない」というものです）、これまで以上のご尽力をお願いします。

- なお、厚労省は自治体に対して遵守が不十分であった項目を中心に監督指導の強化を行うよう指示していますので、ご注意ください。

別添3：9月11日厚生労働省通知

（文責 中沢）

一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-10 名和ビル5階

TEL. 03-3506-1031 FAX. 03-3506-1032